ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

統合ＩＣＴネットワークについて、システムの改修や監視体制の強化などの対応を行い、安定稼働に向けて取り組んでいるところ。

統合ＩＣＴネットワーク・校務処理システムについて、効果的に校務に有効に活用いただけるよう、引き続きシステムの改修等に努めてまいる。

また、学校からの問い合わせなどに迅速に対応できるよう、府立学校ネットワークサポートセンターを設置し、電話及びメールによるサポートを行うとともに、案件の内容に応じて、希望する学校にＩＣＴ支援員を派遣しているところ。ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた取組が本格化していく中、外部人材等の活用による支援の充実について、引き続き検討していく。

ＩＣＴ環境の整備を進めるにあたり、希望した学校に対してＩＣＴ支援員を派遣する等、府立学校への支援を行っているところ。ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた取組が本格化していく中、外部人材等の活用による支援の充実について、引き続き検討していく。

学級定数の引き下げなど教職員の負担軽減措置に関する項目

高等学校の学級編制については、国が定める40人という標準を堅持しつつ、国措置定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしている。

府教育庁としては、この趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、教育条件の改善を図ってまいりたいと考えている。

なお、１クラス35人を基本に学級展開しているエンパワメントスクール等においても、他校と同様に、国が定める40人という標準に基づき教員を配置しているところ。

教職員の評価･育成システムの賃金への反映に関する項目

府教育庁では、生徒にとってより「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するため、平成23年３月に「授業評価ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配付し、その活用を促進してきた。

また、平成25年１月に「授業評価ガイドライン」（Ⅱ）を策定し、平成31年２月には「授業評価ガイドライン」（Ⅲ）を策定した。

各学校において、生徒等による授業アンケートを活用し、組織的に授業改善に向けた取組が進められることを期待している。

大阪府立学校条例において、教員の授業に関する評価は、生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいる。

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議の上、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいる。

採点などの入試関連業務に伴う教職員の負担軽減に関する項目

入学者選抜業務において、実施計画を作成するにあたっては、勤務時間内での計画をお願いしている。また、入学者選抜の学力検査当日、教職員は、受験生の集合時刻以前の時刻から備える必要があることから、事前に、学校の実態に合わせて勤務時間を繰り上げる措置をとっていただくようお願いしている。なお、週休日の勤務が生じた場合は、週休日の振替が確実に行われるよう指導している。

また、令和２年度選抜の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応及び感染拡大防止の観点を踏まえたマニュアルを作成し、各校に配付した。

令和３年度選抜においても、学力検査等の実施にあたっては、選抜事務にあたる教職員に対して新型コロナウイルスへの感染予防の観点で配慮するよう指示してまいる。

研修に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

「初任者研修」、「10年経験者研修」の校外研修年間計画については、事前に全府立学校にお知らせし、各校において研修の意義を十分に理解いただくとともに、学校行事等と研修の日程が重ならないように配慮いただいているところ。

さらに、研修に意欲的に参加しやすい環境づくりについても、各校において十分配慮いただいているものと承知している。

緊急の生徒指導等で受講できない場合には、校長からの連絡を受けて、同一校種、同一内容の他の日程だけでなく、内容によっては他の校種の研修に参加できるよう調整する等、柔軟な対応を行っているところ。

就職指導に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

就職を希望するすべての生徒の進路を保障することは重要であると認識しており、進路保障というセーフティーネットの役割を守りつつ、生徒の主体的な進路選択の幅を広げることができるよう学校を支援してまいる。

就職指導に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

高校卒業予定者に係る職業紹介については、職業安定法上、民間の職業紹介事業者による取扱いが可能であるが、民間事業者の関与によって、生徒が不利益を被ることがあってはならないと認識している。

国のワーキングチームの報告内容を踏まえ、キャリア教育や進路指導の場面で民間の事業者を活用する方法について、研究を進めているところ。

オンライン学習に伴う教職員の負担軽減に関する項目

今般の新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業期間における生徒の家庭での学習を支援するため、生徒の通信環境の支援を含め、６月末までに全府立高校において、オンライン授業を実施できる体制を整備したところ。

一方で、教育用プラットフォームによる生徒の学習等の支援については、教職員の負担軽減という観点からも平常時を含む積極的な活用について研究を進めてまいる。

オンライン学習に伴う教職員の負担軽減に関する項目

今後、感染症等により再び臨時休業となった場合、生徒への学習を保障する観点から、オンライン授業を通し、家庭での学習を支援することは重要と考えている。

また、家庭にインターネット環境がない、または端末がない生徒に対し、モバイルルータや端末等の貸出などの支援を実施している。

オンライン学習に伴う教職員の負担軽減に関する項目

教材については、各校の実態に応じ、作成いただいているものと認識している。

帰国生徒、外国人生徒等の受入れに伴う教職員の負担軽減に関する項目

日本語の習得が不十分な中国帰国外国人生徒等に対する特別枠を設定した入学者選抜として、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施しており、平成29年度入学者選抜から、本選抜の実施校を平成28年度選抜実施校の６校に加え、大阪市北部に位置する府立東淀川高校を含む、７校といたした。

就学・就職・進学保障に伴う教職員の負担軽減に関する項目

生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図っていただいているところ。

今後も、こういった学校の取組みを支援する方策について研究してまいる。

学校図書館の運営係る教職員の負担軽減に関する項目

府教育庁においては、学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能を維持していただいていると認識している。

進路指導に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

生徒が卒業後に離職することなく職場定着が図れるよう、生徒の能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが就職支援に努め、進路指導の充実を図っていただいているところ。

今後も、こうした学校の取組みを支援する方策について研究してまいる。

教育相談に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。

生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることも踏まえ、平成３０年度から「課題を抱える生徒フォローアップ事業」を実施し、今年度は、エンパワメントスクールや様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立学校３７校にスクールソーシャルワーカーを配置している。

今後も、各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携を促進するとともに、取組みの成果について、フォーラムなどの機会を通して共有してまいる。

学習指導、生活指導に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

近年、高校生が関わる様々なトラブルや被害、問題行動等が連続して生起しており、その背景に、生徒たちの表面に現れない悩みや不安・ストレスが指摘されている。また、発達障がい等で配慮が必要な生徒も増加しており、学習指導や生徒指導等において、個々の生徒の特性に合った支援が必要となっている。

そのため、府教育庁では、平成２３年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を立ち上げ、すべての府立高校に対して臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、障がいのある生徒を含むすべての生徒の支援を行うために、ケース会議への出席の他、生徒・保護者への直接面談等を通して、学校の教育相談体制に関する助言を行わせることとしている。

配置校における活動日程や勤務時間については、一定の基準の下、学校がスクールカウンセラーと調整しているが、引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めてまいる。

勤務する教職員の通勤などの勤務労働条件に影響を与える高校の統廃合に関する項目

府立高校の再編整備については、平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年11月、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、同計画に基づき、エンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などを実施してきた。

また、平成30年11月に令和元年度から令和５年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を新たに策定し、同計画に基づき、令和２年度は、10月の教育委員会会議で工科高校の改編方針を決定した。なお、様々な意見を踏まえ、令和３年１月の同会議において最終決定する予定。

今後とも府立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めてまいる。

安全な職場環境の確保に関する項目

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和２年５月２６日に「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　～学校の教育活動を再開するにあたって～」を作成し、通知したところ。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、例えば、令和２年８月２５日作成の通知「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　Ver.2」から、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れることを記載し、消毒の方法や主な留意事項について示すなど、適宜新たな情報について提供しているところ。

今後も、状況に応じ、適宜マニュアル等の改訂を行ってまいる。

学校における感染防止対策のために必要な物品については、令和２年度補正予算（４号補正）において、定期健康診断実施時に必要な物品に関し予算を確保し、マスクやアルコール製剤、フェイスシールド、非接触型体温計等を配付したところ。

また、国の２次補正予算に計上された「学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）」に対応するため、令和２年度補正予算（７号補正）において、必要な予算を確保し、アルコール製剤やハンドソープを配付したところ。

今後も、状況に応じ、感染防止対策に必要な衛生物品を配付できるよう、予算の確保に向け努めてまいりたい。

学校内での感染防止のための清掃・消毒作業については、令和２年５月２６日作成の「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　～学校の教育活動を再開するにあたって～」や令和２年６月４日付通知「学校における消毒の方法について」等において、実施の方法を示しているところ。

また、令和２年８月２５日作成の「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　Ver.2」から示しているとおり、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れること、並びに、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合についても、保健所の指示の下、学校薬剤師等と連携して消毒を実施していただいているところであるが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品の消毒を行うことをお願いしているところ。

なお、国の２次補正予算に計上された「学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）」に対応するため、令和２年度補正予算（７号補正）において、必要な予算を確保し、各府立学校へも配当を行った。本補助金においては、学校再開に伴う感染症対策の１つとして、校内消毒等に必要な委託経費等が含まれており、学校の実情に応じ、活用いただきたい。

労使関係に関する項目

教職員の勤務条件及び教育施策の実施にあたりましては、今後とも双方の信頼関係に基づき、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていくこととしている。

週休日の振替等に関する項目

週休日の振替えや勤務時間の割振り変更については、各学校で校長・准校長が適切に行っていると認識している。

週休日の振替えについては、「教職員の健康保持の観点から、原則として同一週（日曜日から土曜日）内の振替えを基本とする。」、「これにより難い場合は、当該勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から８週間後までの期間において週休日の振替えを行うこと。教育職員で、かつ、やむを得ない場合に限り、勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から１６週間後までの期間において行うこと。」、「週休日の振替えを行った後、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、勤務日が連続２４日を超えないようにすること。」、「教職員の当該土曜授業に係る業務については、授業及びその付随業務も含めて、週休日の振替えにより割り振られた勤務時間内に収まるようにすること。」としている。

週休日において３時間４５分又は４時間の勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更についても同様としている。

なお、週休日の振替え等をはじめとした教職員の勤務条件等に関する制度解説をとりまとめた冊子の内容について、ＳＳＣに掲載し、周知を図っているところ。

常勤職員の勤務労働条件に影響を与える臨時教職員の勤務労働条件の改善に関する項目

非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、ご要求に応じることは困難である。

非常勤職員の報酬単価については、基本的に常勤職員の給与改定の状況に応じて単価を見直ししてきたところ。

勤務時間短縮の問題と報酬単価の問題は別の問題と考えており、報酬の水準については、常勤職員の給与改定等の動向を踏まえて考えてまいりたい。

期末手当の支給など、会計年度任用職員制度への移行に伴う勤務労働条件の見直しについては、昨年度皆様方と協議させていただいたところ。今後とも、勤務労働条件に関わる諸事項については、皆様方と十分協議を行ってまいりたい。

教員特殊業務手当の支給に関する項目

教員特殊業務手当については、平成30年4月より義務教育費国庫負担金の算定基礎額を下回る手当額について増額改定を行うとともに、部活動指導等に係る手当にあらたな時間区分を設ける等の改正を行ったところ。

今後とも国の動向や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めてまいりたい。

教職員の長時間過密労働解消に関する項目

教職員の働き方改革については、平成30年3月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいる。

令和２年４月には「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等を制定して、教職員の時間外在校等時間の上限を定めるとともに適正な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るよう努めているところ。

本年度、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の措置が長期にわたったことを踏まえ、各校においては、長期休業日や週休日等を利用して授業日を確保いただいているところ。

令和２年６月５日に通知した「令和２年度府立高等学校行事予定について」では、「令和２年度において、必要となる授業日数を確保するために長期休業日、学校創立記念日及び週休日に授業日を設定することができる。」とし、「週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、教職員の週休日の確保の観点から、別の勤務日を週休日に振り替えること。」としている。

このことについては、校長会等を通じて周知するとともに、個別に学校を訪問した際にも改めて確認したところ。引き続き、機会をとらえて周知に努めてまいる。

教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしている。

教員時間外手当の支給に関する項目、週休日の振替等に関する項目

教育職員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給することは困難。

週休日の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員でかつやむを得ない場合に限り、前４週間・後１６週間以内）に他の日に振り替えることができる。」こととしている。

なお、週休日における勤務時間命令が３時間４５分又は４時間の場合についても同様に他の日への振替え可能としている。

休暇制度に関する項目

病気休暇制度については、断続的に病気休暇を取得する職員に対する適切な健康管理と服務規律の確保の観点から、皆様方との協議を経て、平成２５年度から承認手続きの見直しを行い、実施しているところ。

非常勤講師の賃金に関する項目

非常勤講師の報酬については、勤務実績に応じて支給しているところ。

非常勤講師の年間時間数については、学習指導要領で年間の授業時間数の標準が３５週とされていることを踏まえ、配当を行っている。

教職員の長時間過密労働の解消に関する項目

教職員定数については、国に定数改善計画の策定等を要望するとともに、国において措置される定数を最大限に確保し、教育水準や教育課題への対応を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めてまいる。

教職員の業務負担の軽減に関する項目

教職員の定数については、標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本として措置するとともに、より効果的に教員を配置する観点から、各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、その結果をもとに教員加配を行っているところ。

今後とも、各学校の取組みの実情等を勘案し、適切な定数措置を行ってまいる。

教職員の業務負担の軽減に関する項目

府教育庁として、定数の範囲においては、基本は、正規教員が担うものと考えている。

新規採用者数は、生徒数や教職員の退職数、再任用者数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、中長期的な視点も加味し、毎年度決定している。

今後とも可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいる。

養護教諭については、標準法に基づき国が措置する定数を最大限に確保するとともに、各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、いじめや不登校、暴力行為など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などに複数配置を行ってきたところであり、今年度は66校において複数配置を行ったところ。

府の財政状況は極めて厳しい状況にあるが、今後とも、各学校の実情等を勘案し、適切な定数措置を行ってまいる。

教職員の業務負担の軽減に関する項目

府立高等学校については、平成23年度から、授業料無償化による業務軽減に加え、学校事務業務の集約化、受付窓口業務の改善等により、学校事務の運営体制の見直しを行ったところ。

平成２６年度からの高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成２７年度より非常勤補助員の活用により対応することとしたもの。

令和３年度以降の事務処理体制については、令和２年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応してまいる。

なお、平成１６年度から１８年度にかけて行った定数削減については、大阪府行財政計画（案）の中で、事務のＩＴ化や集中化など業務の効率化・省力化を図ることで実施したもの。

教職員の業務負担の軽減に関する項目

府立高等学校の技術職員については、校内の環境整備や施設管理などにご尽力いただき、本府の教育の推進に貢献していただいていると認識している。

しかしながら、平成１３年度に策定した大阪府行財政計画（案）において、校務員については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職あとを補充せず定数の削減を行うこととした。

そのため、平成２１年１０月より校務員業務委託のモデル実施を行い平成２８年７月にモデル実施についての検証を行うとともに、同年９月に「府立学校における技能労務職員のあり方に関する基本的な考え方」について取りまとめを行った。この「基本的な考え方」に基づいて、令和２年度は既に契約している４８校に加え、新たに１３校において、業務委託を実施する予定としているところ。

今後とも、業務委託校の状況把握に努めるとともに、皆様方のご意見を伺いながら適正に実施する。

学校司書業務による教職員の業務負担の軽減に関する項目

行財政計画（案）及び財政再建プログラム（案）において実習教員については、国配置基準を上回る定数を削減するとともに、府単独措置である非常勤補助員の配置を廃止したもの。

あわせて、実習教員による図書専任制度を見直し、学校図書館管理業務については、全教職員の協力のもと行うこととしたもの。

府教委においては、学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能の維持に努めているところ。

病休等による教職員の業務負担の軽減に関する項目

病休代替講師等については、任用事由に応じて、非常勤講師又は常勤講師により対応しているところ。

なお、学校における働き方改革を進める観点から、長期休業期間中における代替教員等の措置についても、対処しているところ。

今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいる。

教職員の勤務条件に関する項目

再任用職員は本格的業務に従事することから、短時間勤務職員についても常勤職員と併せてトータルで定数管理を行っている。

なお、府単費措置による教職員の配置は、府の財政状況が厳しい状況であることから困難。

教職員の安全衛生に関する項目

府立学校における健康診断の業者選定にあたっては、一般競争入札もしくは随意契約にて決定している。集団検診業務の履行実績を入札参加資格とし、契約書に精度管理等について規定し、教職員が安心して受検できるよう、努めているところ。

今後とも、学校における職員健康診断の質の向上に努めてまいる。

教職員の安全衛生に関する項目

府立学校における職員の健康診断については、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づき実施している。

実施期間については、４月１日から８月31日の間に巡回健診を実施することとしており、実施時期や時間についてはできる限り各校の希望に沿えるよう、対応しているところ。

また、毎年12月に職員健康診断に関するアンケートを実施し、いただいたご意見を受託機関と共有し、改善すべき点について指導している。

今後とも、学校における職員健康診断のよりよい在り方について、府立学校安全衛生協議会健康対策部会において協議してまいりたい。

教職員の安全衛生に関する項目

産業医については、府立学校職員安全衛生管理規程において、各学校の安全衛生委員会の構成員として、各校の実状に応じて、医学に関する専門的知識に基づき労働安全衛生上の指導助言を行うこととしている。また、「大阪府立学校における学校三師及び産業医に関する取扱いマニュアル」においては、職員健康診断の結果に基づく指導・健康相談の実施、職員への健康教育等の実施を含む「産業医の標準的職務」を定めているところ。

また、府教育庁に設置している「大阪府立学校安全衛生協議会」の委員として、学校産業医の代表者を任命し、専門的観点からの様々な意見や助言をいただくとともに、教職員の勤務実態等について、高等学校校医会等にも周知していただいているところ。

加えて、平成31年４月施行の改正労働安全衛生法に基づき、産業医に対し時間外労働等が月80時間を超えた職員の情報提供、面接指導実施後に講じた措置等の報告を行うよう、「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」を改正したところ。

今後とも府立学校における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理者や衛生管理者等に対し、産業医の十分な協力・支援を得ながら安全衛生委員会の活性化をはじめとした労働安全衛生の取組みを行うよう、安全衛生管理者研修会、衛生管理者研修会等を通じて指導してまいりたい。

旅費の支給に関する項目

生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところ。

旅費予算については、これまでから、各校の計画額を基に必要額を確保し、予算配当してきたところ。

令和２年度の旅費予算については、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校措置など諸般の事情等を考慮し、８月に策定いただいた旅費予算執行計画をもとに、旅費予算執行計画の１００パーセントの額となるよう１０月に増額配当のみを行った。

今後、１２月に実施した旅費予算執行状況調査を基に、追加配当等の再調整を行う予定としており、本調査後に生じた突発的な事態などにより、旅費が不足する場合には、個別に対応させていただくこととしている。

府の財政は依然厳しい状況にあるが、今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう、財源の確保に努めてまいる。

職場環境の改善に関する項目

学校管理費については、従前から各学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも必要な予算額の確保に努めてまいりたい。

施設改修など職場環境の改善に関する項目

学校の老朽化対策については、令和２年３月に「府立学校施設長寿命化整備方針」を公表し、令和２年度において「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画」を策定することとしており、令和３年度以降、本実施計画に基づき計画的な改修等に順次着手する予定。

なお、危険な箇所への対応については、これまでも各学校から要望を伺いながら予算の範囲内ではあるが、速やかな改修に努めているところ。

非構造部材の耐震化については、平成24年度にすべての府立学校において、天井の破損やロッカー、書棚等の状況について、教職員による点検を実施し、平成25年度には、点検結果に基づいて、ロッカー等の転倒防止対策を実施している。

また、平成25年度には、体育館や柔剣道場の天井や照明器具等の非構造部材の点検について、建築基準法に定める定期点検に併せて実施し、平成26年度には、その点検結果に基づいて、支援学校の体育館の吊天井、高等学校の柔剣道場の天井や照明器具などの実施設計を行い、平成27年度からこれらの非構造部材の本格的な耐震化工事に着手し、平成30年度末に完了した。

工事の計画・実施にあたっては、教職員の安全確保に十分配慮する。

空調設備の設置など職場環境の改善に関する項目

すでに設置している空調設備については、老朽化が進んでいることから、平成17年度以前に設置した空調設備のうち、ホームルーム教室、職員室、保健室、音楽室、図書室等の空調設備の更新について、平成30年度に委託事業者を決定し、令和元年度に設計を行い、令和２年度からの３年間で順次更新する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事期間の確保が困難な状況であることから令和３年以降に順次更新してまいる。

また、体育館空調については、熱中症対策として、令和元年度から５年間で、府立学校の体育館への空調設置を計画的に行っている。

なお、全館冷暖房の実施については、現在の財政状況を踏まえると困難であり、今後の課題と考えている。

空調設備の設定温度については、文部科学省が作成した「学校環境衛生管理マニュアル」により、室内の温度を、冬期は１８～２０℃、夏期は２５～２８℃程度に保つことが最も学習に望ましいとされており、例年、この範囲で最も環境に配慮した温度を標準温度として設定している。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、空調使用時においても換気を行う必要があり、例えば夏季に機器の設定温度を２８℃にしても室温が２８℃付近になりにくい場合などは、機器の設定温度を下げて稼働していただくよう全高等学校に依頼している。

空調設備の稼働時間については、事業者との契約の範囲内で定めてきたところであるが、教育活動の多様化に伴う稼働時間の増加など、各校の取り組み状況や実状を伺った上で、生徒の健康管理にも留意しながら柔軟な対応に努めてまいりたいと考えている。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間や学校行事等の取扱いが未確定なところがあったことから稼働時間を定めていない。適切な運用に努めるようお願いする。

生徒の安全確保のため、授業以外のクラブ活動や行事などの学校活動も含め、学校長が必要と判断する場合は、各校の実情に即した空調設備の運用をお願いしており、予算に不足が生じる場合は必要額を措置している。

厳しい財政状況ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

門扉開閉に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

門扉開閉業務については、高齢者の方への就業の機会を確保する観点から、シルバー人材センターへ業務を委託しているが、契約金額は最低賃金上昇の影響もあり、年々増加傾向にある。

具体的には、本業務に係る令和2年度当初予算額は約1.9億円であり、平成31年度と比較しても、約1千万円の増額となっており、全体の予算額を圧迫する状況にある。

このため、委託業務の内容の見直しなども含め、契約金額が増加傾向にあることへの対応についての検討が必要となり、令和2年度は、各学校における上限設定時間数の抑制をお願いすることとした。

今後、授業日が追加になった場合でも、年度当初に設定した上限設定時間数の範囲内で、ご調整いただくようお願いする。

なお、上限設定時間数を従前の時間数に戻すことについては、現在の財政状況を踏まえると困難であるため、ご理解をお願いする。

設備改修など職場環境の改善に関する項目

トイレの改修については、生徒や教職員、保護者の方々からも要望が非常に多く寄せられているところであり、平成２８年９月議会においてトイレ改修に関する一般質問があった際に、知事が「１系統のみであるが、これまで改修していない学校について、短期で改修を実施したい」と答弁した。

これをうけて、対象となる残りの未改修の高校のトイレについて、平成２９年度から３１年度までの３か年計画で工事を進める予定としていたが、平成３０年度の災害により、一部の工事を延期することとなり、令和２年度までに工事を完了する予定としていたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により学校の長期休業期間が大幅に減少することになり、工事の実施に伴う騒音等の授業への影響に配慮し、令和３年度以降に延期することとした。

各学校１系統のみである、これによりトイレの改修をしていない学校は解消される予定。現在実施しているトイレの改修の工事内容としては、乾式床、洋便器の採用に加え、自動洗浄小便器、洗面の自動水栓等を標準として、現在男女共用の多目的トイレがない高校については、設計上可能な限り、多目的トイレの設置を予定している。